

議案第 9 4 号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第 1 3 条第 3 項第 2 号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。））」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長の資格に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。